

## 第4節 介護保険事業の円滑な運営

### 第1 調布市の高齢者人口等の推計

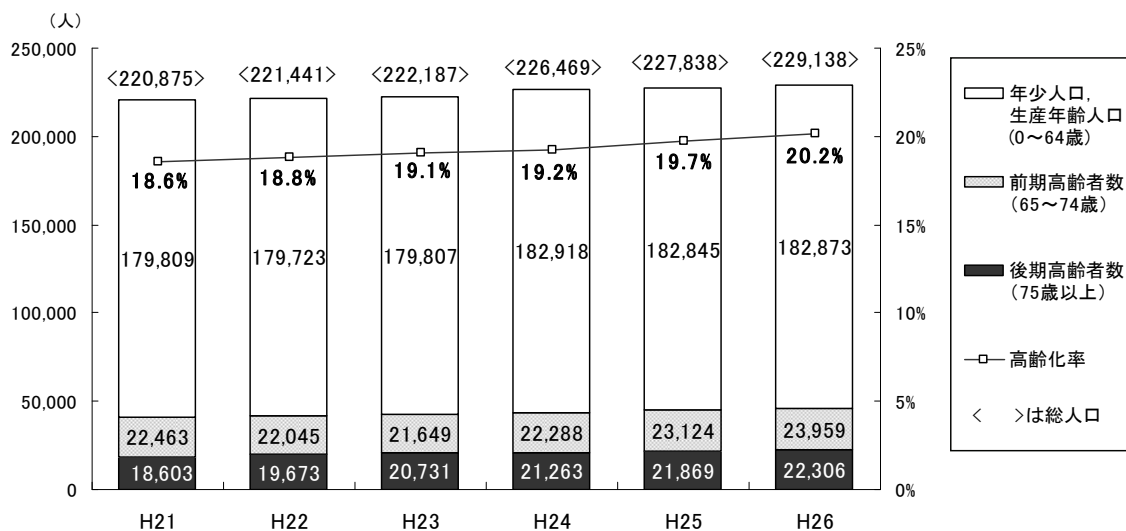
#### 1 総人口及び高齢者人口

総人口、高齢者人口は、ともに増加し、特に高齢者人口は、団塊の世代が高齢者となることから、平成24年度の4万3,551人から平成26年度には約6%増の4万6,265人になると推計しています。高齢化率も平成26年度には、20%を超える見込みです。

#### 【人口推計】

(単位：人)

	実績			推計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	220,875	221,441	222,187	226,469	227,838	229,138
高齢者人口	41,066	41,718	42,380	43,551	44,993	46,265
高齢化率	18.6%	18.8%	19.1%	19.2%	19.7%	20.2%
前期高齢者数	22,463	22,045	21,649	22,288	23,124	23,959
前期高齢化率	10.2%	10.0%	9.7%	9.8%	10.1%	10.5%
後期高齢者数	18,603	19,673	20,731	21,263	21,869	22,306
後期高齢化率	8.4%	8.9%	9.3%	9.4%	9.6%	9.7%



※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

出典：実績値は住民基本台帳（各年10月1日）

推計値は調布市の将来人口推計（平成22年3月）

## 2 被保険者数

平成26年度の第1号被保険者\*（65歳以上）数は、平成24年度から6.2%増の4万6,728人、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）数は2.7%増の7万9,026人になると推計しています。

【被保険者数の推計】

（単位：人）

	実績			推計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	41,313	41,999	42,652	44,009	45,453	46,728
65～74歳	22,498	22,071	21,673	22,345	23,182	24,017
75歳以上	18,815	19,928	20,979	21,664	22,271	22,711
第2号被保険者	71,644	73,180	75,199	76,911	78,011	79,026
被保険者数合計	112,957	115,179	117,851	120,920	123,464	125,754

出典：実績値は介護保険事業状況報告（各年10月1日）

推計値は第5期介護給付等対象サービスの見込み量シート

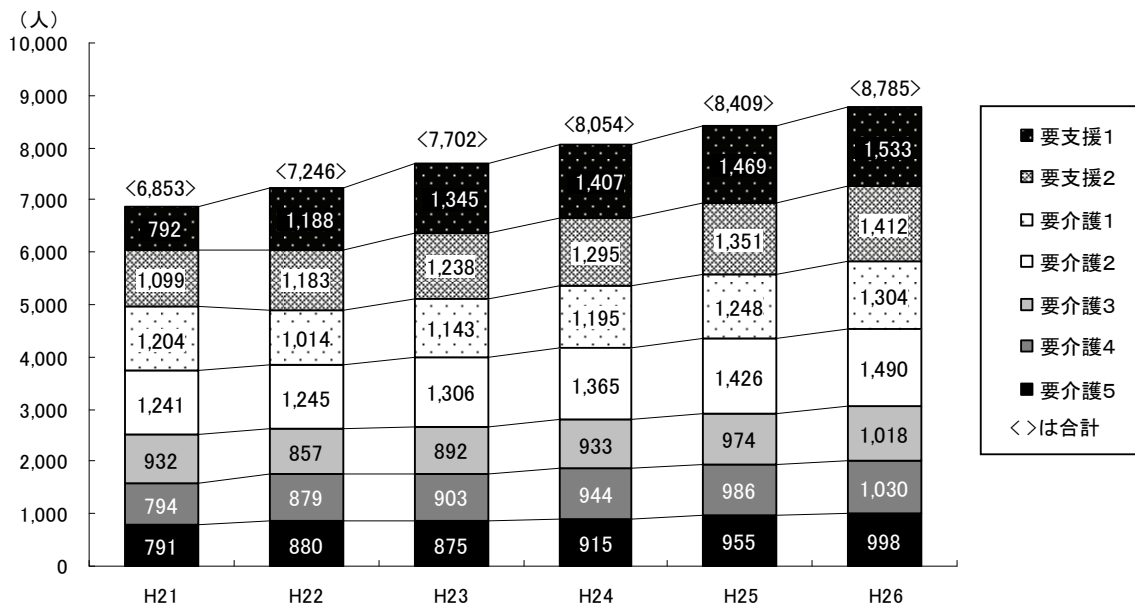
### 3 要支援・要介護認定者数

平成24年度の要支援・要介護認定者数は8,054人、平成26年度には9.1%増の8,785人になると推計しています。

【要支援・要介護認定者数の推計】

(単位：人)

	実績			推計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	792	1,188	1,345	1,407	1,469	1,533
要支援2	1,099	1,183	1,238	1,295	1,351	1,412
要介護1	1,204	1,014	1,143	1,195	1,248	1,304
要介護2	1,241	1,245	1,306	1,365	1,426	1,490
要介護3	932	857	892	933	974	1,018
要介護4	794	879	903	944	986	1,030
要介護5	791	880	875	915	955	998
合計	6,853	7,246	7,702	8,054	8,409	8,785



出典：実績値は介護保険事業状況報告（各年10月1日）  
推計値は第5期介護給付等対象サービスの見込み量シート

## 第2 介護給付費等の見込み

### 1 介護給付費等対象サービスの見込み

第5期では、西暦2025年（平成37年）に向けての「地域包括ケアシステム」の構築を念頭に置き、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスの基盤を整備することが求められます。

介護給付費等の見込み額については、第4期の実績を踏まえたうえで介護給付・予防給付等の各サービスの特性を考慮して推計しました。

第5期においても、「介護老人福祉施設\*」「介護老人保健施設\*」「介護療養型医療施設\*」及び「地域密着型介護老人福祉施設」の利用者を要介護2以上の認定者と見込み、そのうち要介護4及び要介護5の認定者数が占める割合を70%以上と設定しました。

見込み額は、第5期の3年間に必要な「訪問介護」や「介護老人福祉施設」等の各サービスにかかる費用「a 総給付費」に加え、高額介護サービス費等の経費「b その他経費」と「c 地域支援事業\*費」を推計し、合計します。これらの合計を「d 介護保険総費用」といい、これをもとに保険料を算定します。

#### 【介護保険総費用の内訳】

a 総給付費 + b その他経費 + c 地域支援事業費 = d 介護保険総費用

	居宅サービス
	地域密着型サービス
	住宅改修
	居宅介護支援
	介護保険施設サービス
	介護給付費（要介護1～5）
	介護予防サービス
	地域密着型介護予防サービス
	介護予防住宅改修
	介護予防支援
	予防給付費（要支援1～2）
<b>a</b>	<b>総給付費</b>
	特定入所者介護サービス費
	高額介護サービス費
	高額医療合算介護サービス費
	算定対象審査支払手数料
<b>b</b>	<b>その他経費</b>
<b>c</b>	<b>地域支援事業費（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）</b>
<b>d</b>	<b>介護保険総費用（保険料算定の基礎となる経費）</b>

## 2 介護給付費

### (1) 居宅サービス

居宅サービス\*については、第4期の実績にもとづき、在宅で暮らし続けるためのサービス利用や医療との連携でのサービス利用の伸びを見込み、推計しました。

特に、第4期において利用数等が大きく増加した「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「特定施設入居者生活介護\*」などについては、第5期でも同程度の伸びがあるものと見込んでいます。

### (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービス\*は、認知症高齢者の支援など地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を果たします。第4期中には「認知症対応型共同生活介護」が3か所開設されました。第5期においては「地域密着型介護老人福祉施設」のほか、「認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」をそれぞれ1か所ずつ整備することを踏まえ、給付費を見込みました。

医療との連携強化策として平成24年度からスタートする「定期巡回・随時対応型訪問介護看護\*」サービスを1か所、また、医療ニーズに対応するため、「小規模多機能型居宅介護」は「複合型サービス\*」の整備と合わせ、1か所整備することを見込みました。

### (3) 介護保険施設サービス

「介護老人福祉施設」については、入所申込者が多く、今後もひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、第5期中に1か所（定員70人）開設されることを想定し、給付費を見込みました。

また、「介護老人保健施設」は、近隣市の施設の利用可能性や第4期の伸びを踏まえて見込み、「介護療養型医療施設」は、調布市内では第5期までにすべて「医療療養型医療施設」となっていることから、減少と見込んでいます。

【介護給付費・サービス量の推計】

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス 給付費	4,512,917,463	4,806,776,805	5,168,687,014
訪問介護	954,597,423	1,016,756,187	1,083,388,717
回	287,018	301,484	316,679
人	15,435	15,580	15,727
訪問入浴介護	115,030,369	122,520,590	130,549,906
回	9,490	10,201	10,964
人	2,124	2,250	2,383
訪問看護	326,354,168	347,604,772	370,384,851
回	41,506	43,582	45,761
人	7,442	7,813	8,205
訪問リハビリテーション	19,136,471	20,382,545	21,718,304
日	7,740	8,901	10,236
人	763	877	1,009
居宅療養管理指導	118,931,201	126,675,425	134,977,026
人	10,979	12,193	13,542
通所介護	892,752,222	950,883,926	1,013,199,555
回	119,009	136,517	156,601
人	13,876	15,254	16,768
通所リハビリテーション	241,551,110	244,033,877	267,139,507
回	24,556	25,048	25,548
人	3,562	3,633	3,707
短期入所生活介護	242,936,359	254,117,314	270,499,156
日	26,392	26,920	27,458
人	3,159	3,222	3,287
短期入所療養介護	61,856,723	65,884,533	70,202,238
日	6,269	7,202	8,274
人	736	802	875
特定施設入居者生活介護	1,207,852,901	1,304,386,193	1,429,927,832
人	6,372	6,953	7,399
福祉用具貸与	314,864,929	335,367,409	357,345,519
人	19,413	20,677	21,825
特定福祉用具販売	17,053,587	18,164,034	19,354,403
人	458	468	477
(2) 地域密着型サービス 給付費	768,061,007	891,145,502	1,013,951,445
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,400,000	12,960,000	12,960,000
人	30	72	72
夜間対応型訪問介護	0	0	0
人	0	0	0
認知症対応型通所介護	156,337,328	177,270,695	188,097,802
回	14,016	14,717	15,453
人	1,766	1,854	1,947
小規模多機能型居宅介護	64,203,849	66,710,069	68,540,253
人	287	293	299
認知症対応型共同生活介護	487,555,380	508,848,908	585,189,001
人	1,449	1,544	1,643
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,904,198	3,045,398	3,103,957
人	13	14	15
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	51,660,252	88,560,432	88,560,432
人	224	336	336
複合型サービス	0	33,750,000	67,500,000
人	0	150	300
(3) 住宅改修 給付費	26,213,640	27,920,546	29,750,302
人	256	268	282
(4) 居宅介護支援 給付費	433,886,298	452,908,619	464,555,757
人	30,715	31,558	32,425
(5) 介護保険施設サービス 給付費	4,160,453,511	4,419,703,549	4,873,982,376
介護老人福祉施設	2,585,982,908	2,875,311,283	3,283,082,124
人	10,073	11,452	13,076
介護老人保健施設	995,566,611	998,025,576	1,048,654,937
人	3,554	3,562	3,743
介護療養型医療施設	578,903,992	546,366,690	542,245,315
人	1,487	1,427	1,416
介護給付費計	9,901,531,919	10,598,455,021	11,550,926,894

### 3 予防給付費

介護給付分と同様に「介護予防訪問看護」「介護予防通所リハビリテーション」などは、第5期においても伸びが継続するものと見込んでいます。

また、「介護予防小規模多機能型居宅介護」など地域密着型介護予防サービスについては、第4期の利用状況を勘案して、全体的に少なく見込んでいます。

#### 【予防給付費・サービス量の推計】

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス 給付費	587,899,883	625,784,144	666,440,461
介護予防訪問介護	155,634,761	156,614,455	163,380,513
人	8,616	8,719	8,821
介護予防訪問入浴介護	206,628	245,331	258,050
回	27	31	36
人	12	13	14
介護予防訪問看護	32,373,738	34,481,570	36,740,364
回	4,936	6,046	7,404
人	1,107	1,253	1,417
介護予防訪問リハビリテーション	1,956,719	2,084,119	2,220,644
回	873	1,047	1,256
人	91	108	130
介護予防居宅療養管理指導	9,263,679	9,866,830	10,513,180
人	979	1,146	1,340
介護予防通所介護	212,202,720	226,019,093	240,824,994
人	7,197	8,656	10,411
介護予防通所リハビリテーション	31,856,524	33,930,681	36,153,388
人	958	1,227	1,571
介護予防短期入所生活介護	955,175	1,079,503	1,369,870
日	114	136	163
人	28	34	40
介護予防短期入所療養介護	470,728	476,127	510,669
日	46	49	51
人	13	14	15
介護予防特定施設入居者生活介護	109,052,567	124,850,850	135,966,060
人	1,091	1,170	1,254
介護予防福祉用具貸与	28,419,544	30,269,921	32,252,821
人	5,360	6,574	8,063
特定介護予防福祉用具販売	5,507,100	5,865,664	6,249,908
人	189	207	229
(2) 地域密着型介護予防サービス 給付費	1,443,484	1,930,966	2,394,571
介護予防認知症対応型通所介護	205,212	256,515	342,021
回	23	30	39
人	12	13	19
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,000,374	1,069,364	1,125,445
人	12	13	14
介護予防認知症対応型共同生活介護	237,898	605,087	927,105
人	1	3	4
(3) 介護予防住宅改修 給付費	18,529,806	19,736,269	21,029,138
人	186	196	205
(4) 介護予防支援 給付費	75,621,350	80,545,004	85,821,290
人	16,686	18,219	19,894
予防給付費計	683,494,523	727,996,383	775,685,460

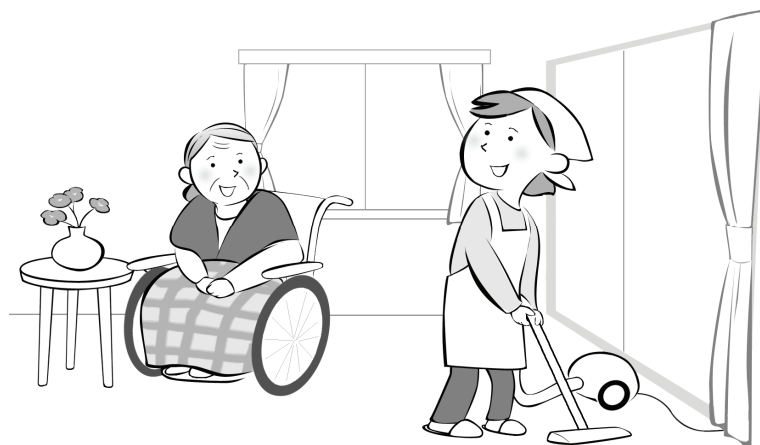
## 4 その他経費及び地域支援事業費

### (1) その他経費

その他経費（特定入所者介護サービス費，高額介護サービス費，高額医療合算介護サービス費及び算定対象審査支払手数料\*）については，総給付費（介護給付費及び予防給付費）と同様に保険料で賄われることから，介護給付費の増加におおむね比例した増加を見込んでいます。

### (2) 地域支援事業費

地域支援事業費については，総給付費（介護給付費及び予防給付費）とその他経費（算定対象審査支払手数料を除く。）の合計の3%以内とされています。この範囲の中で，地域支援事業として，介護予防事業や包括的支援事業，任意事業を見込みました。





## 5 介護保険総費用

前記の推計の結果、第5期における介護保険総費用は、平成24年度で約115億円、平成25年度に約123億円、平成26年度には約134億円となる見込みです。

### 【介護保険総費用の推計】

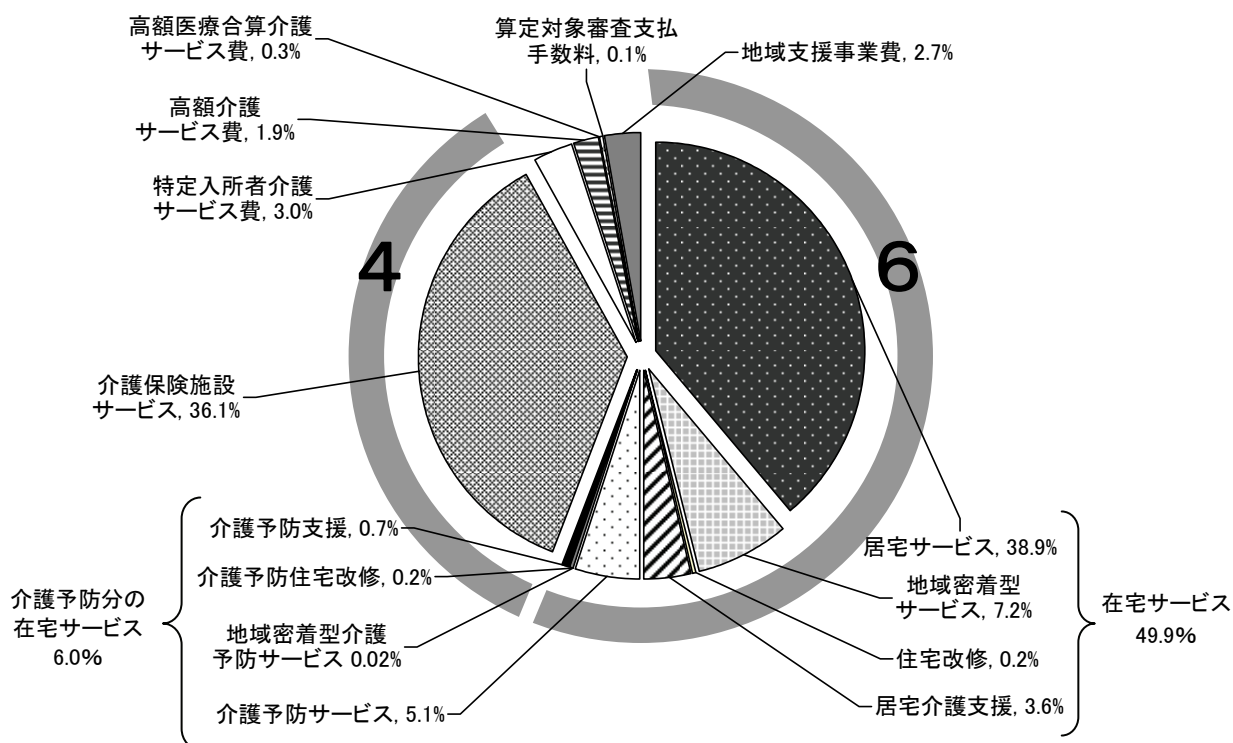
(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
(1) 居宅サービス	4,512,917,463	4,806,776,805	5,168,687,014	
(2) 地域密着型サービス	768,061,007	891,145,502	1,013,951,445	
(3) 住宅改修	26,213,640	27,920,546	29,750,302	
(4) 居宅介護支援	433,886,298	452,908,619	464,555,757	
(5) 介護保険施設サービス	4,160,453,511	4,419,703,549	4,873,982,376	
介護給付費(小計)	9,901,531,919	10,598,455,021	11,550,926,894	
(1) 介護予防サービス	587,899,883	625,784,144	666,440,461	
(2) 地域密着型介護予防サービス	1,443,484	1,930,966	2,394,571	
(3) 介護予防住宅改修	18,529,806	19,736,269	21,029,138	
(4) 介護予防支援	75,621,350	80,545,004	85,821,290	
予防給付費計(小計)	683,494,523	727,996,383	775,685,460	
総給付費計(合計)	10,585,026,442	11,326,451,404	12,326,612,354	
その他経費 (介護予防給付費含む。)	特定入所者介護サービス費	346,212,562	370,462,916	403,175,946
	高額介護サービス費	212,958,082	227,874,666	247,996,709
	高額医療合算介護サービス費	37,209,948	39,816,308	43,332,212
	算定対象審査支払手数料	15,018,590	16,070,563	17,489,643
地域支援事業費	313,079,397	335,008,948	364,591,282	
介護保険総費用(総合計)	11,509,505,020	12,315,684,804	13,403,198,145	

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

総費用に占める割合を比較すると、「居宅サービス」に「地域密着型サービス」等を加えた在宅サービス（49.9%）と「介護予防サービス」「地域密着型介護予防サービス」等の介護予防分の在宅サービス（6.0%）の合計は、介護保険施設サービス\*（36.1%）の費用を上回ります。在宅サービス（介護予防分を含む。）と介護保険施設サービスの比率は、おおむね6：4の割合となっています。

【第5期の介護保険総費用の構成】





## 第5期からスタートする介護保険の新サービス

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」

介護保険制度は2000年（平成12年）にスタートし、その後、予防重視型システムへの転換や地域包括支援センターの創設、新たなサービス体系として地域密着型サービスの創設など、少しずつ制度の見直しが行われてきました。そして、地域包括ケアシステムの構築のため、第5期では新たに『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』及び『複合型サービス』が地域密着型サービスとしてスタートします。

『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』は、在宅で生活する要介護高齢者を支えるために、介護職と看護職が連携しながら、日中・夜間を通じて、短時間の定期的な訪問を行うことや、利用者からの連絡により、電話による対応や訪問などを随時行うサービスです。

『複合型サービス』は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わされたサービスです。介護と看護サービスの一体的な提供により、在宅生活を送る医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

これらの新サービス導入の背景には、在宅医療推進の意向がありますが、高齢者にとっても、できるだけ住み慣れた家や地域で自立して生活し続けることは重要であり、特に年齢が高くなるほど、在宅生活を続けたい希望が強くなっています。

新サービスは、要介護高齢者の在宅生活を支える仕組みとして期待されています。

## 第3 地域支援事業（再掲）

### 1 地域包括支援センターの機能強化

#### （1）地域包括支援センターの増設

相談業務等の機能を十分に果たせるよう、地域包括支援センター\*を1か所増設し、10か所の地域ケア区域で地域包括ケアシステムの構築を推進します。地区の設定については、高齢者人口の増加などを勘案しながら、他計画とも整合性を図れるよう、引き続き検討します。

#### （2）地域包括支援センター職員の研修の充実

地域包括支援センターの質を高めるため、職員向けの研修を支援します。また、地域包括支援センター連絡会等により、センター相互の連携を深め、情報や支援技術の共有を図ります。

#### （3）見守りネットワーク「みまもっと」の実施

手助けが必要な高齢者の早期発見に向け、各地域包括支援センターに「みまもっと担当」の職員を配置し、地域での見守りを呼びかけるとともに、地域包括支援センターの周知を図ります。

#### （4）地域包括支援センター運営等協議会の開催

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために、地域包括支援センター運営等協議会において活動方針等について審議します。

#### （5）地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターが住民に活用されるためには、より多くの方に知ってもらうことが必要であるため、広報協力員\*、地域ケア会議\*、「みまもっと」などを活用し、周知に努めます。

#### （6）地域のネットワークの構築

高齢者の抱える課題を共有し、地域の中でそれぞれができることを検討する場として地域ケア会議を実施します。また、ケアマネジャー\*の勉強や連携の機会としてのケアマネット\*、民生委員との情報交換会、地域福祉センターに配置されたコーディネーターとの協力によるネットワーク会議などを実施し、

連携を深めます。

また、広報協力員は、日常的に地域包括支援センターの周知を行うとともに、活動の中で把握したニーズを地域包括支援センターにつなげる役割も担い、ネットワーク活性化の一員として活動します。

## 2 介護予防事業の推進

### (1) 介護予防健診の実施

介護予防のための健診を1年おきに行い、生活を見直す機会とするとともに、介護予防高齢者\*の早期発見・対応につなげます。健診は、気軽に受けられるよう問診票の郵送方式により実施します。

### (2) 介護予防事業の実施

健康増進を図り、自立した生活が送れるよう介護予防事業を実施します。

#### ① 転倒予防事業

転倒への心配・不安がある方や以前に転倒したことがある方などを対象に、運動機能改善のための体操や転倒予防についての講義を行います。

#### ② 運動機能向上事業

体力に不安を感じている方などを対象に、身体機能の維持や年齢に合った体力をつけられるよう、機器を使ったトレーニングを行います。

#### ③ 低栄養改善事業

栄養摂取に心配のある方や料理経験の少ない方などを対象に、食生活を見直し、改善することを目的とした調理実習や講義を行います。

#### ④ 口腔機能向上事業

そしゃくや飲み込みに不具合を感じる方などを対象に、食べる機能の向上を目的とした口腔機能体操や口腔内の衛生等に関する講座や実習を行います。

#### ⑤ 介護予防デイサービス

外出の機会の少ない方を対象に、趣味活動を含めた総合的な介護予防に定期的に取り組むデイサービスを実施します。

## ⑥ 介護予防訪問指導事業

介護予防事業に参加できない方や、自宅に閉じこもりがちの方に対し、看護師が訪問し、本人や家族に対し、介護予防に関する相談や指導を行います。

### 【介護予防事業の計画値】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	開催数等	延べ定員数	開催数等	延べ定員数	開催数等	延べ定員数
転倒予防事業	5回	75人	5回	75人	5回	75人
運動機能向上事業	4回	60人	4回	60人	5回	75人
低栄養改善事業	2回	24人	2回	24人	2回	24人
口腔機能向上事業	3回	30人	3回	30人	3回	30人
介護予防デイサービス	開催箇所 3か所	45人	開催箇所 3か所	45人	開催箇所 3か所	45人
介護予防訪問指導事業	実人数 5人	延べ人数 40人	実人数 5人	延べ人数 40人	実人数 5人	延べ人数 40人

## (3) 新たな事業の検討

介護予防高齢者のニーズに合わせ、参加しやすく、効果のある新たな事業を検討し、実施します。

## (4) 普及啓発事業の実施

介護予防についての知識を得て、生活に取り入れていくことが可能となるよう、さまざまな形で普及啓発事業を実施します。

### ① 特定の対象者向けの普及啓発

介護予防健診の案内通知に市で行う事業のお知らせを同封することや、介護予防健診の結果を通知することにより、普及啓発を行います。また、介護予防高齢者向けに健診結果の説明会を実施します。

### ② 一般向けの普及啓発

調布エフエム放送、出前講座、口腔ケア啓発事業の講座等、さまざまな媒体や機会を活用し、普及啓発を行います。

### ③ 体験による普及啓発

身体機能の向上や口腔ケア、低栄養改善などを目的とした各種プログラムに、実際に参加してもらうことで介護予防に対する意識啓発を行います。

## 第4 サービス基盤整備

### 1 整備計画の区域及び整備予定

第5期では第4期同様、介護保険事業計画において、サービス基盤の整備を進めるうえで目安とする区域として、日常生活圏域を東西南北の4区域とします。ほとんどの介護サービスは、この区域に関係なく提供されますが、地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、この日常生活圏域を目安として、バランスに配慮しながら施設や各種サービスを整備します。



【日常生活圏域の地区割】

日常生活圏域	該当地区
東部	菊野台, 東つつじヶ丘, 西つつじヶ丘, 入間町, 仙川町, 緑ヶ丘, 若葉町
西部	飛田給, 上石原, 富士見町, 下石原, 多摩川1・2丁目, 野水, 西町
南部	小島町, 布田, 国領町, 染地, 多摩川3・4・5・6・7丁目, 調布ヶ丘1・2丁目, 八雲台
北部	佐須町, 柴崎, 調布ヶ丘3・4丁目, 深大寺元町, 深大寺北町, 深大寺東町, 深大寺南町

### (1) 地域包括支援センターの整備

地域包括支援センターは、高齢者人口の増加などを勘案し、相談業務等の機能を強化するために、1か所増やし、合計10か所で地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### (2) 居宅サービスの整備

第4期において、比較的大きな伸びを示しているサービスの種類は、在宅療養にかかる「訪問看護」「居宅療養管理指導」、家族介護者のレスパイト\*（休息）ともなる「通所介護」「短期入所生活介護」などがあげられます。引き続き入退院時や在宅療養での介護と医療の連携や、家族介護者への支援等を念頭に置き、整備に努めます。

居宅サービスは、地域密着型サービスや介護保険施設サービスとは異なり、おおむね各サービスの需要に柔軟に対応した事業者の自発的な参入が見込まれます。事業者の参入にかかる相談等に対し、市が保険者として丁寧に対応することにより、調布市における居宅サービスに不足が生じないように努めます。

### (3) 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、市がサービス事業者を指定、指導するものです。適正な運営を確保するため、「地域密着型サービス運営委員会」を兼ねた「地域包括支援センター運営等協議会」において介護保険被保険者、介護事業者や有識者等の意見を反映させます。

現在、調布市内の事業所数は、「認知症対応型共同生活介護」9か所、「認知症対応型通所介護」5か所、「小規模多機能型居宅介護」2か所で、平成24年度には「地域密着型介護老人福祉施設」が1か所開設される予定です。

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステム構築をめざすうえで重要なサービスであり、認知症高齢者の増加が見込まれることから今後その必要性が増すと考えられるため、第5期では、第4期の未整備分も踏まえ計画します。市内では認知症の方の7割が自宅で生活しているため、家族介護者のレスパイト（休息）ともなる「認知症対応型通所介護」を1か所、「認知症対応型共同生活介護」を1か所計画します。

できるだけ長く在宅生活を送れるようにすることを目的とした、平成24年度からスタートする「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の導入をめざすと



ともに、在宅で生活する医療ニーズの高い方に対応するため、「複合型サービス」を第5期中に1か所整備することを計画します。

#### (4) 介護保険施設サービスの整備

「介護老人福祉施設」は市内に6か所あり、一定数の整備が進んでいるものの、ひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることや、入所申込者が多いことから、第5期中に「短期入所生活介護」を併設した施設を1か所計画します。

## 2 整備に向けた取組

地域密着型サービスの整備に向けて、調布市は、参入希望事業者と土地提供者等へ「整備に関する希望票」の作成を依頼し、その情報を随時公開する体制を整える等、両者の橋渡しを図ることで基盤整備をバックアップします。

また、介護保険施設サービスの「介護老人福祉施設」については、市独自の補助金により、整備計画の実現に努めます。

【調布市全体】

	第3期終了時点 (H20年度末) (A)	第4期 計画値	第4期 実績値 (B)	第5期計画値 (C)			第5期終了時点 (H26年度末) (A+B+C)	
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
地域包括支援センター	9か所 はなみずき ちょうふの里 ゆうあい つつじヶ丘 調布八雲苑 せいじゅ 仙川 ちょうふ花園 ときわぎ国領	—	—	1か所	—	—	10か所	
地域密着型サービス	認知症対応型 通所介護	5か所 (57人)	3か所 (36人)	0か所 (0人)	—	1か所 (12人)	—	6か所 (69人)
	認知症対応型 共同生活介護	6か所 (99人)	5か所 (90人)	3か所 (54人)	—	—	1か所 (18人)	10か所 (171人)
	小規模多機能型 居宅介護	2か所 (49人)	4か所 (100人)	0か所 (0人)	—	—	—	2か所 (49人)
	複合型サービス	—	—	—	—	1か所 (25人)	—	1か所 (25人)
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	—	—	1か所 (10人)	—	—	1か所 (10人)
	地域密着型 介護老人福祉施設	—	1か所 (29人)	0か所 (0人)	1か所※1 (29人)	—	—	1か所 (29人)
特定施設	6か所 (505人)	—	3か所※2 (130人)	—	—	—	9か所 (635人)	
短期入所	短期入所生活介護	6か所 (78人)	2か所 (27人)	2か所 (56人)	1か所※1 (3人)	—	1か所 (8人)	10か所 (145人)
	短期入所療養介護	5か所 (21人程度)	1か所 (20人程度)	0か所 (0人)	—	—	—	5か所 (21人程度)
介護保険施設	介護老人福祉施設	5か所 (369人)	1か所 (120人)	1か所 (120人)	—	—	1か所 (70人)	7か所 (559人)
	介護老人保健施設	4か所 (375人)	1か所 (67人)	0か所 (0人)	—	—	—	4か所 (375人)
	介護療養型医療施設	1か所 (167人)	—	▲1か所 (▲167人)	—	—	—	0か所 (0人)

※1：地域密着型介護老人福祉施設（短期入所生活介護併設）は、第4期中に整備計画に追加されたもので、開設は第5期中になるため、第5期計画値にも記載しています。

※2：特定施設の第4期実績値（B）は、平成24年1月1日現在の値です。

【東部圏域】

菊野台, 東つつじヶ丘, 西つつじヶ丘, 入間町, 仙川町, 緑ヶ丘, 若葉町

	第3期終了時点 (H20年度末) (A)	第4期 計画値	第4期 実績値 (B)	第5期計画値 (C)			第5期終了時点 (H26年度末) (A+B+C)	
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
※1 地域包括支援センター (地区割によって複数の圏域に またがることもあります。)	ゆうあい つつじヶ丘 仙川	—	—	—	—	—	—	
地域密着型サービス	認知症対応型 通所介護	1か所 (12人)	1か所 (12人)	0か所 (0人)	—	1か所 (12人)	—	2か所 (24人)
	認知症対応型 共同生活介護	—	2か所 (36人)	2か所 (36人)	—	—	—	2か所 (36人)
	小規模多機能型 居宅介護	1か所 (25人)	2か所 (50人)	0か所 (0人)	—	—	—	1か所 (25人)
	複合型サービス ※2	—	—	—	—	—	—	—
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ※3	—	—	—	—	—	—	—
	地域密着型 介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—	—
特定施設	2か所 (165人)	—	1か所※4 (20人)	—	—	—	—	
短期入所	短期入所生活介護	—	—	—	—	—	—	—
	短期入所療養介護	—	—	—	—	—	—	—
介護保険施設	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—	—
	介護老人保健施設	—	—	—	—	—	—	—
	介護療養型医療施設	—	—	—	—	—	—	—

※1：第5期で新設する地域包括支援センターは地区が未定のため、圏域別表には記載していません。

※2：複合型サービスの圏域は未設定のため、圏域別表には記載していません。

※3：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、市内を一つの圏域と考え1か所整備予定のため、圏域別表には記載していません。

※4：特定施設の第4期実績値(B)は、平成24年1月1日現在の値です。

【西部圏域】

飛田給, 上石原, 富士見町, 下石原, 多摩川1・2丁目, 野水, 西町

	第3期終了時点 (H20年度末) (A)	第4期 計画値	第4期 実績値 (B)	第5期計画値 (C)			第5期終了時点 (H26年度末) (A+B+C)
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
※1 地域包括支援センター (地区割によって複数の圏域に またがることもあります。)	ちょうふの里 せいじゅ ちょうふ花園	—	—	—	—	—	—
地域密着型サービス	認知症対応型 通所介護	1か所 (12人)	1か所 (12人)	0か所 (0人)	—	—	1か所 (12人)
	認知症対応型 共同生活介護	—	1か所 (18人)	0か所 (0人)	—	—	1か所 (18人)
	小規模多機能型 居宅介護	—	1か所 (25人)	0か所 (0人)	—	—	—
	複合型サービス ※2	—	—	—	—	—	—
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ※3	—	—	—	—	—	—
	地域密着型 介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
特定施設	1か所 (50人)	—	1か所※4 (60人)	—	—	—	—
短期入所	短期入所生活介護	4か所 (68人)	—	(▲2人)	—	—	4か所 (66人)
	短期入所療養介護	2か所 (10人程度)	—	—	—	—	—
介護保険施設	介護老人福祉施設	3か所 (210人)	—	—	—	—	—
	介護老人保健施設	2か所 (170人)	—	—	—	—	—
	介護療養型医療施設	—	—	—	—	—	—

※1：第5期で新設する地域包括支援センターは地区が未定のため、圏域別表には記載していません。

※2：複合型サービスの圏域は未設定のため、圏域別表には記載していません。

※3：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、市内を一つの圏域と考え1か所整備予定のため、圏域別表には記載していません。

※4：特定施設の第4期実績値(B)は、平成24年1月1日現在の値です。

【南部圏域】

小島町, 布田, 国領町, 染地, 多摩川3・4・5・6・7丁目, 調布ヶ丘1・2丁目, 八雲台

	第3期終了時点 (H20年度末) (A)	第4期 計画値	第4期 実績値 (B)	第5期計画値 (C)			第5期終了時点 (H26年度末) (A+B+C)
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
※1 地域包括支援センター (地区割によって複数の圏域に またがることもあります。)	ゆうあい 調布八雲苑 せいじゅ ちょうふ花園 ときわぎ国領	—	—	—	—	—	—
地域密着型サービス	認知症対応型 通所介護	3か所 (33人)	—	—	—	—	3か所 (33人)
	認知症対応型 共同生活介護	2か所 (36人)	1か所 (18人)	1か所 (18人)	—	—	3か所 (54人)
	小規模多機能型 居宅介護	1か所 (24人)	—	—	—	—	1か所 (24人)
	複合型サービス ※2	—	—	—	—	—	—
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ※3	—	—	—	—	—	—
	地域密着型 介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
特定施設	2か所 (212人)	—	1か所※4 (50人)	—	—	—	—
短期入所	短期入所生活介護	2か所 (10人)	1か所 (24人)	1か所 (24人)	—	—	—
	短期入所療養介護	2か所 (7人程度)	1か所 (20人程度)	0か所 (0人)	—	—	—
介護保険施設	介護老人福祉施設	2か所 (159人)	1か所 (120人)	1か所 (120人)	—	—	—
	介護老人保健施設	1か所 (55人)	1か所 (67人)	0か所 (0人)	—	—	—
	介護療養型医療施設	1か所 (167人)	—	▲1か所 (▲167人)	—	—	0か所 (0人)

※1：第5期で新設する地域包括支援センターは地区が未定のため、圏域別表には記載していません。

※2：複合型サービスの圏域は未設定のため、圏域別表には記載していません。

※3：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、市内を一つの圏域と考え1か所整備予定のため、圏域別表には記載していません。

※4：特定施設の第4期実績値(B)は、平成24年1月1日現在の値です。

【北部圏域】

佐須町, 柴崎, 調布ヶ丘3・4丁目, 深大寺元町, 深大寺北町, 深大寺東町, 深大寺南町

	第3期終了時点 (H20年度末) (A)	第4期 計画値	第4期 実績値 (B)	第5期計画値 (C)			第5期終了時点 (H26年度末) (A+B+C)	
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
※1 地域包括支援センター (地区割によって複数の圏域に またがることもあります。)	はなみずき ちょうふの里 ゆうあい 調布八雲苑	—	—	—	—	—	—	
地域密着型サービス	認知症対応型 通所介護	—	1か所 (12人)	0か所 (0人)	—	—	—	
	認知症対応型 共同生活介護	4か所 (63人)	1か所 (18人)	0か所 (0人)	—	—	4か所 (63人)	
	小規模多機能型 居宅介護	—	1か所 (25人)	0か所 (0人)	—	—	—	
	複合型サービス ※2	—	—	—	—	—	—	
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ※3	—	—	—	—	—	—	
	地域密着型 介護老人福祉施設	—	1か所 (29人)	0か所 (0人)	1か所※4 (29人)	—	—	1か所 (29人)
特定施設	1か所 (78人)	—	—	—	—	—	—	
短期入所	短期入所生活介護	—	1か所 (3人)	1か所 (34人)	1か所※4 (3人)	—	1か所 (8人)	3か所 (45人)
	短期入所療養介護	1か所 (4人程度)	1か所 (20人程度)	0か所 (0人)	—	—	—	—
介護保険施設	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	1か所 (70人)	1か所 (70人)
	介護老人保健施設	1か所 (150人)	1か所 (67人)	0か所 (0人)	—	—	—	—
	介護療養型医療施設	—	—	—	—	—	—	—

※1：第5期で新設する地域包括支援センターは地区が未定のため、圏域別表には記載していません。

※2：複合型サービスの圏域は未設定のため、圏域別表には記載していません。

※3：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、市内を一つの圏域と考え1か所整備予定のため、圏域別表には記載していません。

※4：地域密着型介護老人福祉施設（短期入所生活介護併設）は、第4期中に整備計画に追加されたもので、開設は第5期中になるため、第5期計画値にも記載しています。

## 第5 介護保険事業の円滑・適正な運営

介護保険事業を円滑・適正に運営するために、利用者への情報提供、サービス事業者等への支援や指導、低所得の方への支援等を行うことが重要です。

### 1 利用者への情報提供・支援

#### (1) 介護保険制度の普及・広報

市報（全戸配布）やホームページ、調布エフエム放送、ケーブルテレビなどの媒体を活用した情報提供や、出前講座の実施のほか、介護保険制度や市内事業所についてわかりやすく案内した「介護保険制度の概要」「事業所のあんない」などの冊子の発行により、普及、広報に努めます。

#### (2) 情報提供

利用者に対する情報提供の充実を図るため、東京都がインターネットで提供している「介護サービス情報公表システム」や、認証を受けた評価機関が行う第三者評価制度\*等のPRを行います。また、第三者評価制度は、事業者が事業運営における問題点を自ら把握することで、サービスの質の向上に結びつくことから、多くの事業所の受審を促すため受審費用の助成を引き続き行います。

#### (3) 苦情への対応

介護サービスの苦情に対しては、調布市、事業所、東京都国民健康保険団体連合会\*に窓口が設置され、各機関が組織の特性をいかした対応を行っています。そのため、これらの窓口をパンフレット等に掲載し、利用者で紹介します。

また、調布市高齢者福祉推進協議会の介護保険部会において、苦情への対応状況について報告し、協議会の意見を反映します。

### 2 サービスの質の向上

#### (1) 介護支援専門員調布連絡協議会、介護保険サービス事業者調布連絡協議会への支援

ケアマネジメント能力向上のため、専門研修、講演会などを実施する介護支援専門員調布連絡協議会や、介護保険業務への専門性を高めるための研修や情報交換等を行う介護保険サービス事業者調布連絡協議会を支援します。

## (2) 地域密着型サービス事業所への支援

認知症高齢者の増加に伴い、認知症ケアについての専門性を有する介護職員が今後一層求められるため、地域密着型サービス事業所に対して研修を実施します。また、地域においても、認知症の普及啓発の拠点となるよう事業所と連携します。

## (3) 人材育成の支援

資格取得のための「ホームヘルパー養成講座」や、資格をもつ介護人材のスキルアップのための「ホームヘルパーフォローアップ研修」を実施している調布ゆうあい福祉公社への支援を引き続き実施します。

# 3 介護給付適正化

介護給付適正化とは、介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なケアマネジメントを実施し、事業者が適正にサービスを提供するよう促すこととされ、東京都の指導のもとに区市町村が具体的取組を実施しています。

## (1) 適切なサービス提供の推進

適切なサービスを提供するため、ケアマネジャーや事業者に対し、介護支援専門員調布連絡協議会、介護保険サービス事業者調布連絡協議会が行う研修、講演、情報提供を引き続き支援します。

## (2) 介護給付適正化の推進

要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、介護給付費通知等を実施します。

## (3) 調布市の重点的な取組

前記の取組のほか、東京都への派遣研修により得た専門性を定着させ、介護支援専門員の資格を持つ職員を中心とした体制による市内事業者への実地指導、また東京都国民健康保険団体連合会介護給付適正化システム\*の活用による不正請求の防止等に重点的に取り組めます。



## 4 介護保険サービス利用料の負担軽減

低所得の方等に対して、利用料の負担軽減を行います。

### (1) 特定入所者介護サービス費の支給（負担限度額認定制度）

市町村民税非課税世帯等の方が介護保険施設（ショートステイを含む。）を利用した場合に、申請により負担限度額認定を行い、食費や居住費（滞在費）について減免します。

### (2) 高額介護サービス費の支給

1か月間に支払った介護保険サービスの利用者負担額が、所得区分に応じた上限を超えた場合は、その分を申請により支給します。

### (3) 高額医療合算介護サービス費の支給

医療保険の高額療養費\*と介護保険の高額介護サービス費の両制度を適用してもなお残る自己負担額が、一定の限度額を超えた場合は、その超えた金額をそれぞれの保険から支給します。

### (4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

国及び都の事業にもとづき、世帯全員が市町村民税非課税で、収入や預貯金等の条件をすべて満たしている場合は、利用料10%の負担を7.5%に、食費や居住費（滞在費）の負担を75%に軽減します。

## 第6 介護保険料

### 1 保険料算出の要素

#### (1) 第1号被保険者の負担

##### ① 第1号被保険者の法定負担割合

第5期の介護保険総費用に対する第1号被保険者\*の法定負担割合は、高齢者人口の増加に伴い、第4期の20%から21%へと変更になりました。

##### ② 調整交付金不足分に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力格差を是正するために、介護保険総費用（地域支援事業費を除く。）の5%を上限として国から交付されます。第1号被保険者のうち後期高齢者（75歳以上）の割合と、第1号被保険者の所得分布によってこの割合が決まり、調布市の第5期は3.69%と見込まれます。1.31%の調整交付金不足分は、第1号被保険者が負担することになります。

##### ③ 介護保険給付費等準備基金の取崩し

介護保険給付費等準備基金は、介護保険給付費の財源として、過不足を調整するために設置された基金で、3年間の介護保険事業計画により積立と取崩しの計画を立てます。原則として前事業計画期間に生じた余剰金は、次期に歳入として繰り入れることとなっています。

調布市では、第4期末時点における介護保険給付費等準備基金の残高が約5億1,000万円と見込まれるため、第5期で取り崩し、活用します。

##### ④ 財政安定化基金の取崩し

本来、財政安定化基金は、介護保険料の不足が生じたときに、市町村に対して資金の交付や貸付を行うことを目的に都道府県に設置されたものですが、介護保険料の上昇を抑制するため、第5期に限り取り崩すことが法改正により可能となったことから、この基金を活用します。

#### (2) 所得段階10段階の採用

低所得者対策として、介護保険法の所得段階に関する規定等が改正されました。具体的には、第4期の第3段階を細分化し、基準額に対する割合を軽減できるようになったこと、また、第4期に特例として設けられた特例第4段階も

継続できること等があります。

調布市では、この改正内容を踏まえ、低所得者対策として特例第3段階を新たに設けるとともに、特例第4段階も継続するなど、以下のとおり所得段階を10段階（特例第3段階、特例第4段階を含む実質12段階）に設定します。

【所得段階別の保険料】

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	月額保険料
			年間保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	0.5	2,400円
			28,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.5	2,400円
			28,800円
特例 第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第2段階以外の方で、前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.625	3,000円
			36,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第2段階以外の方で、特例第3段階以外の方	0.75	3,600円
			43,200円
特例 第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	3,840円
			46,080円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち特例第4段階以外の方	1	4,800円
			57,600円
第5段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.1	5,280円
			63,360円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	6,000円
			72,000円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.4	6,720円
			80,640円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.6	7,680円
			92,160円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	1.8	8,640円
			103,680円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上の方	2	9,600円
			115,200円

## 2 第5期保険料の設定

第5期における第1号被保険者の介護保険料基準額は、以下の数値を用いて算定し、月額4,800円と設定します。

### 【介護保険総費用】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険総費用	11,509,505,020円	12,315,684,804円	13,403,198,145円

### 【所得段階別被保険者数】

所得段階	割合	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1段階	2.9%	1,276人	1,318人	1,355人	3,949人
第2段階	16.3%	7,173人	7,409人	7,617人	22,199人
特例第3段階	5.2%	2,289人	2,364人	2,430人	7,083人
第3段階	5.5%	2,421人	2,500人	2,570人	7,491人
特例第4段階	16.7%	7,350人	7,591人	7,804人	22,745人
第4段階	8.7%	3,829人	3,954人	4,065人	11,848人
第5段階	9.5%	4,181人	4,318人	4,439人	12,938人
第6段階	11.0%	4,841人	5,000人	5,140人	14,981人
第7段階	16.1%	7,085人	7,318人	7,523人	21,926人
第8段階	3.6%	1,584人	1,636人	1,682人	4,902人
第9段階	2.1%	924人	954人	981人	2,859人
第10段階	2.4%	1,056人	1,091人	1,122人	3,269人
合計	100.0%	44,009人	45,453人	46,728人	136,190人
補正後被保険者数※1		44,059人	45,505人	46,782人	136,345人

※1：補正後被保険者数は、所得段階別被保険者数を第4段階の基準額に対する賦課割合に応じて補正した数です。端数処理の関係で合計が一致しません。

### 【調整交付金等】

	内 容
調整交付金	交付割合：3.69% 1,336,359,638円（3年間）
介護保険給付費等準備基金取崩額	510,000,000円（3年間）
財政安定化基金取崩額	101,815,380円
市町村特別給付費等	調布市独自減額の所要額 600,000円（3年間）
予定保険料収納率	97.8%（平成21年度から平成23年度までの収納率を勘案し推計）

## 【保険料の算出方法】

$$\text{月額基準額} = \text{① 保険料収納必要額} \div \text{② 予定保険料収納率} \div \text{③ 補正第1号被保険者数} \div 12\text{か月}$$

① 保険料収納必要額 = ① + ② + ③ - ④ - ⑤ = 7,681,171,872 円

① 第1号被保険者負担額【法定負担割合】 ..... 7,817,961,473円

= 介護保険総費用 × 第1号被保険者法定負担割合  
(37,228,387,969円) (21%)

② 第1号被保険者負担額【調整交付金不足分(1.31%)】 ..... 474,425,779円

= 調整交付金全額※(5%) - 交付金見込額(3.69%)  
(1,810,785,417円) (1,336,359,638円)

③ 市町村特別給付費等【調布市独自減額の所要額】 ..... 600,000円

④ 介護保険給付費等準備基金取崩額 ..... 510,000,000円

⑤ 財政安定化基金取崩額 ..... 101,815,380円

② 予定保険料収納率：97.8%

③ 補正第1号被保険者数：136,345人

$$\text{月額基準額} = 7,681,171,872\text{円} \div 97.8\% \div 136,345\text{人} \div 12\text{か月} = \text{4,800円}$$

※調整交付金全額：地域支援事業費（1,012,679,627円）を除く、介護保険総費用の5%

## 【保険料の推移】

	第1期 H12~14年度	第2期 H15~17年度	第3期 H18~20年度	第4期 H21~23年度	第5期 H24~26年度
基準額 (月額)	3,100円	3,100円	4,000円	3,900円	4,800円

### 3 調布市介護保険料独自減額制度

調布市では、低所得者対策として、法定減免に加えて平成16年度から独自に介護保険料の減額制度を設けています。第5期では、所得段階が第3段階で、収入や預貯金、扶養関係等すべての要件を満たす方を対象に、第1段階への減額を継続するとともに、前記要件等をすべて満たす特例第3段階の方も同様に、第1段階に減額します。

#### 【独自減額制度の内容】

対象者	所得段階が第3段階，特例第3段階で，収入や預貯金が一定額以下であり，扶養関係，資産状況についても基準に該当する方
減額内容	第3段階，特例第3段階から第1段階の保険料額へ減額
対象者数	約40人（3年間）
減額総額	600,000円（3年間）
適用期間	平成24年度から26年度までの3年間